

2019. 5. 6

広域情報：特殊詐欺事件に関する注意喚起（加害者にならないために）

最近、海外において特殊詐欺事件のいわゆる「かけ子」として日本人が拘留される事案が散見されます。「海外で短期間に高収入が得られる」といった文句に誘われ、安易な気持ちで海外に渡航した結果、意図せず犯罪の加害者になってしまうこともあります。犯罪に荷担させられることにならないよう、慎重な判断が求められます。

1 日本国内での特殊詐欺の拠点摘発が進み、また、インターネットを介して低料金で国際電話をかけることが可能であること等から、最近では海外（特に中国、東南アジア）にも特殊詐欺の拠点が設けられるようになっていきます。

2 特殊詐欺グループは、インターネット（掲示板、SNS）や人材派遣会社を通じて「かけ子」の求人を出すこともあり、「海外で短期間に高収入が得られる」といった魅力的な誘い文句で、若者を中心に勧誘を行っているようです。「海外旅行に出かけて小遣い稼ぎができる」と安易な気持ちで応募した結果、犯罪に荷担することとなり、現地で何年も服役しなければならないこともあります。

3 短期間で多額の報酬を得られるような仕事は、海外でも通常はないことを十分認識し、安易に求人に応募することがないように、また、意図せず犯罪の加害者になることがないように、このような求人広告を見た際には慎重に判断してください。

（問い合わせ窓口）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：100047, Tashkent, Sadyk Azimov st., 1-28

電話：（代表）998-78-120-80-60

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>（スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）